宮崎市規則第10号

宮崎市民プラザ条例施行規則の一部を改正する規則

宮崎市民プラザ条例施行規則（平成12年規則第４号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は罫線の表示部分（以下、現行の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

（１）　改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

（２）　改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

（３）　改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後

（附属設備等の使用料）

第５条　附属設備及び備品の使用料の額は、別表第１及び別表第２のとおりとする。

２　（略）

別表第１（第５条関係）

分類	品名	単位	使用料	備考
舞台設備	（略）			
	指揮者台	（略）		
	（略）			
	めくり立て	（略）		
	（略）			
	つり桜	（略）		
	（略）			
舞台用照明設備	サスペンションスポットライト	１台	200	0.５キロワット
	（略）			
舞台用音響・映像設備	（略）			
	追記型レコーダー	（略）		
	（略）			
	スクリーン	（略）		
その他	（略）			
	グランドピアノ（日本製）	（略）		

現行

（附属設備等の使用料）

第５条　附属設備及び備品の使用料の額は、別表のとおりとする。

２　（略）

別表（第５条関係）

分類	品名	単位	使用料	備考
舞台設備	（略）			
	指揮者台	（略）		
	演奏者用譜面台	１台	50	
	（略）			
	めくり立て	（略）		
	演台セット	１式	640	
	（略）			
	つり桜	（略）		
	ひな壇用けこみ	１式	510	
	ひな壇用階段	１台	100	
	（略）			
舞台用照明設備	ボーダーライト	１回路	450	
	サスペンションスポットライト	１台	200	0.５キロワット
	（略）			
舞台用音響・映像設備	（略）			
	追記型ＣＤレコーダー	（略）		
	ＤＡＴプレーヤー	１台	840	
	（略）			
	スクリーン	（略）		
	スタンド付きスクリーン	１台	150	
その他	（略）			
	グランドピアノ（日本製）	（略）		
	練習室ピアノ	１台	1,050	調律費は、自己負担とする。
	椅子	１脚	50	
	机	１脚	100	

（略）			
ギャラリー用ステージセット	（略）		
ギャラリー用音響装置	１式	1,040	
ギャラリー用スクリーン	１式	150	
ギャラリー用プロジェクター	１式	1,040	
上下式ホワイトボード	（略）		
持込電気器具用電気設備	１キロワット	200	ホールのみ
ＤＶＤプレーヤー	１台	840	ホール及びギャラリーのみ

備考

１　この表に掲げる使用料の額は、午前９時から正午まで、午後１時から午後５時まで又は午後６時から午後10時までの使用時間帯における使用に係る額とする。

２　午前９時から午後５時まで又は午後１時から午後10時までの使用時間帯における使用に係る使用料の額はこの表に掲げる額の２倍の額とし、午前９時から午後10時までの使用時間帯における使用に係る使用料の額はこの表に掲げる額の３倍の額とする。

３　超過使用料の額は、１時間（１時間未満は、１時間とする。）につき、この表に掲げる使用料の額の３割相当額とする。

サインスタンド	１台	50	
（略）			
ギャラリー用ステージセット	（略）		
上下式ホワイトボード	（略）		
ホワイトボード	１台	100	
展示板	１枚	100	
レーザーポインター	１台	100	
持込電気器具用電気設備	１キロワット	200	
姿見	１台	100	
ＤＶＤプレーヤー	１台	840	
会議室用音響装置	１式	1,040	
練習室用録音装置	１式	1,040	
ビデオモニターセット	１式	510	
ビデオプロジェクター	１台	1,040	
ドラムスセット	１式	510	
電子キーボード	１台	510	
ギターアンプ	１台	510	
ベースアンプ	１台	510	
練習室用マイク	１本	100	スタンド付き

備考

１　この表に定める使用料は、午前９時から正午まで、午後１時から午後５時まで又は午後６時から午後10時までの使用時間帯における使用に係る使用料とする。

２　午前９時から午後５時まで又は午後１時から午後10時までの使用時間帯における使用に係る使用料はこの表に定める使用料の２倍とし、午前９時から午後10時までの使用時間帯における使用に係る使用料はこの表に定める使用料の３倍とする。

３　超過使用料は、１時間（１時間未満は、１時間とみなす。）につき、この表に定める使用料の３割とする。

４　持込電気器具の定格消費電力の合計に１キロワット未満の端数があるときは、その端数は、１キロワットとする。

別表第２（第５条関係）

分類	品名	単位	使用料	備考
舞台設備			円	
	演奏者用譜面台	１台	50	ホールのみ
	ひな壇用けこみ	１式	510	
	ひな壇用階段	１台	100	
その他	演台セット	１式	640	
	スタンド付きスクリーン	１台	150	
	練習室グランドピアノ	１台	1,050	調律費は、自己負担とする。
	椅子	１脚	50	
	机	１脚	100	
	サインスタンド	１台	50	
	ホワイトボード	１台	100	
	展示板	１枚	100	
	レーザーポインター	１台	100	
	姿見	１台	100	
	ＤＶＤプレーヤー	１台	840	会議室、学習室、和室及び練習室のみ
	会議室用音響装置	１式	1,040	
	練習室用音響装置	１式	1,040	
	ビデオモニターセット	１式	510	
	プロジェクター	１台	1,040	
	ドラムスセット	１式	510	
	電子キーボード	１台	510	
	アンプ	１台	510	
	練習室用マイク	１本	100	スタンド付き

備考　この表に掲げる使用料の額は、１回の使用に係る額とする。

４　この表に定める椅子、机及びサインスタンドの使用料は、１日当たりの使用料とする。

５　持込電気器具の定格消費電力の合計に１キロワット未満の端数があるときは、その端数を１キロワットとみなす。

様式第１号（その３）中

「

施　設　名	使　用　時　間 ※連続する２つ以上の区分を選ぶ際は、各区分の間の時間を含む。		
	午前９時～正午	午後１時～午後５時	午後６時～午後 10 時
大　会　議　室	□	□	□
中　会　議　室	□	□	□
小会議室１	□	□	□
小会議室２	□	□	□
学　習　室	□	□	□
和　室	□	□	□
練　習　室　１	□	□	□
練　習　室　２	□	□	□

を

」

「

施　設　名	使　用　時　間
大　会　議　室	時　分から　時　分まで
中　会　議　室	時　分から　時　分まで
小会議室１	時　分から　時　分まで
小会議室２	時　分から　時　分まで
学　習　室	時　分から　時　分まで
和　室	時　分から　時　分まで
練　習　室　１	時　分から　時　分まで
練　習　室　２	時　分から　時　分まで

に改める。

」

様式第２号（その３）中「

□ 大会議室
□ 中会議室
□ 小会議室１
□ 小会議室２
□ 学　習　室
□ 和　室
□ 練習室１
□ 練習室２

」を「

大　会　議　室
中　会　議　室
小会議室１
小会議室２
学　習　室
和　室
練　習　室　１
練　習　室　２

」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、令和６年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の別表第１及び別表第２の規定は、この規則の施行の日以後の申請に係る使用料について適用し、同日前の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

３　この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

４　この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。